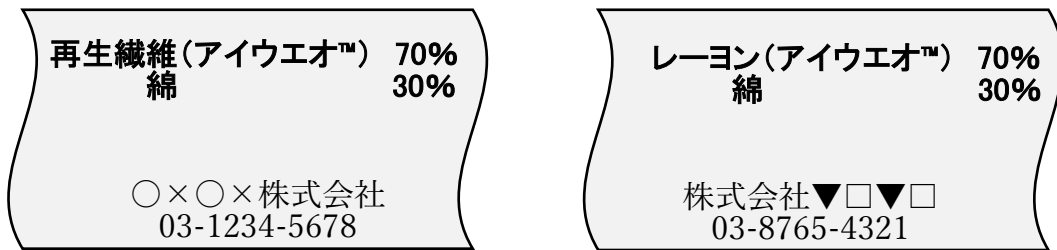


令和2年1月

－ 組成表示を行う際の注意事項 －

「指定用語」の後にカッコ書きで商標を表示するにあたって

「家庭用品品質表示法」において、組成表示の際、カッコ書きで「商標の表示」が認められています。市場には「再生繊維(アイウエオ™)」と「レーヨン(アイウエオ™)」など、繊維の種類が異なる「指定用語」の後に同一の商標を書いている繊維製品があり、「消費者に紛らわしい表示」に該当するのではないか、との問い合わせがありました。



商標登録されている『アイウエオ™』は
レーヨン、キュプラ以外の「再生繊維」なのか「レーヨン」
なのか、分かりにくい

今後、「指定用語」の後にカッコ書きで「商標の表示」を行う場合以下2点に注意して表示を行うようお願いします。

- ① 一つの「指定用語」に対して、カッコ書きで示す「商標」は一つだけです。
(繊維の種類が異なる「指定用語」に同一の商標を付記することはできない)
- ② 商標を使用する場合は、必ず商標権者へ「商標」を使用する旨の確認をしてから行ってください。

以上

(一社)日本アパレル・ファッション産業協会
コンプライアンス委員会 品質管理小委員会